

国保だより

🍷 安心してご利用ください ジェネリック医薬品

「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」は、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に製造・販売される、「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、先発医薬品と同等の効き目がある」と認められた医薬品です。先発医薬品に比べて薬の値段が5割程度、なかにはそれ以上安くなるものもあるため、一人ひとりの自己負担軽減や国民医療費の抑制にもつながります。

特徴やメリットを理解し、ぜひジェネリック医薬品をご活用ください。

🍷 どんなメリットがあるの？先発医薬品と比べて5割程度安価

先発医薬品の研究開発には、約9年から17年程度の長い歳月と数百億円から数千億円を要すると言われる莫大な投資費用が、コストとして薬の値段に反映されています。これに比べてジェネリック医薬品の場合、既に有効性や安全性について先発医薬品で確認されていることから開発期間やコストを大幅に抑えられ、結果として薬の値段も先発医薬品と比べて5割程度、なかにはそれ以上安く設定することができます。

🍷 効き目や安全性は大丈夫？様々な試験によって、効果や安全性が証明

「安くて本当に効き目はあるのか」「安全性は大丈夫なのか」と心配するかたもいるかもしれませんが、ジェネリック医薬品の開発にあたっては、医薬品メーカーにおいて様々な試験を行い、それによって先発医薬品と効き目や安全性が同等であることが証明されたものだけが、厚生労働大臣によって承認されます。

🍷 使用するにはどうすればいいの？まずは、かかりつけの医師や薬剤師に相談を

ジェネリック医薬品を使用したい場合、病院・診療所・保険薬局で医師・薬剤師にジェネリック医薬品を希望する旨を伝えてください。

住民課 ☎55-3112

年金だより

11月は

ねんきん月間です

年金保険料、納めていますか？
この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組みます。

11月30日は
年金の日

「年金の日」とは

厚生労働省は、国民一人一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としました。

マイナポータルを使って以下のことができます

- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等の電子データの受け取り
- 国民年金保険料学生納付特例等の電子申請

ほかにも

- ・ご自身の年金記録の確認
- ・将来の年金見込額の試算
- ・「ねんきん定期便」や各種通知書の確認 など

詳しくは「ねんきんネット」で検索

スマートフォン版「ねんきんネット」では、パソコン版の一部サービスのみが利用できます。

ねんきんネット

検索



ねんきんクマ
「ねんきんネット」マスコット



スマホで
アクセス

ご不明な点は役場住民課または
年金事務所までお問い合わせください。

住民課 ☎55-3112 / 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

人権週間 12月10日(世界人権宣言採択日)は「人権デー」です。

福島地方法務局及び福島県人権擁護委員連合会では、12月4日から12月10日までを第77回人権週間とし、啓発活動や相談活動を行います。人権擁護委員が人権相談所を開設して、人権相談に応じます。相談は無料、秘密は厳守します。

人権相談所

- 日 時 12月1日(月) 午前10時から午後3時まで
- 場 所 平田村役場 別棟会議室
- 相談対応者 平田村人権擁護委員
午前10時～12時 三本松公平、芳賀 育子
午後1時～3時 関根 猛、白石 秀子

住民課 ☎55-3112

強化週間・人権週間に限らず、電話相談を実施しています。人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

- 受付時間(Service Hours) ▶ 平日(Weekdays) 9:00～17:00
- みんなの人権110番 0570-003-110
- 子どもの人権110番 0120-007-110
- 外国語人権相談ダイヤル(Foreign-language Human Rights Hotline.) 0570-090911

福島地方法務局人権擁護課 ☎024-534-1994

石川地方生活環境施設組合からのお知らせ

年末年始のし尿汲取・ごみ搬入等受付業務に係る取扱いについて

例年、年末年始前のし尿汲取希望者に対し、申込期間を設けておりましたが、今年は申込期間を設けず通常通りの受付となります。

年末年始の汲取業務について	
休業期間	12月27日(土)～1月5日(月)まで
備 考	汲取の申込期間は特に設けておりませんので、お早めにお申し込みください。
	汲取日時の指定はできません。
	受付時間／月曜日～金曜日(土日祝日を除く) 8:40～17:00
	申 込 先／石川地方生活環境施設組合 ☎0247-26-2784

また、ごみ搬入等受付業務に係る取扱いについても、下記のとおりとなりますので、石川地方生活環境施設組合及びきららクリーンセンターへの申込・受付をお願いいたします。

可燃ごみ直接搬入		
	年 末	年 始
受 付 期 間	令和7年12月26日(金)まで	令和8年1月7日(水)から
受 付 時 間	水曜日～金曜日(祝日を除く)	9:00～11:50 13:00～15:50

粗大ごみ		
	年 末	年 始
申込受付期間	令和7年12月17日(水) 16:00まで ※12月22日(月)に回収に伺います	令和8年1月5日(月) 9:00から
受 付 時 間	月曜日～金曜日(祝日を除く)	9:00～16:00
申 込 先	きららクリーンセンター ☎0247-26-7500	
休 業 期 間	令和7年12月31日(水)～令和8年1月4日(日)	

※ステーションごみについては、ごみ分別収集カレンダーのとおりとなります。